

令和6年度第4回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会 議事録

【日 時】 令和7年1月27日(月) 14時00分～15時00分

【場 所】 石狩市役所5階 第1委員会室

【出席者】 委員:13名、事務局:5名

委員	役 職	氏 名	出欠	役 職	氏 名	出欠
	委員長	小山 和利	出席	委員	坪田 清美	出席
	副委員長	伊藤 美由紀	出席	委員	長谷川 洋子	出席
	委員	佐藤 勉	欠席	委員	細田 幸男	出席
	委員	新田 大志	出席	委員	細谷 准一	出席
	委員	星野 ゆかり	出席	委員	大森 由紀子	出席
	委員	今西 浩子	出席	委員	時任 千恵	出席
	委員	近藤 宏	欠席	委員	穴田 めぐみ	出席
	委員	重山 麻人	欠席	委員	朝倉 恵	出席
	アドバイザー	松倉 聡史	欠席			

事務局	所 属	氏 名
	子育て推進部長	田村 奈緒美
	子育て推進部 子ども政策課長	青木 祐一郎
	子育て推進部 子ども政策課主査	中川 陽子
	子育て推進部 子ども政策課主査	田原 朋学
	子育て推進部 子ども政策課主任	松田 裕

【傍聴者】 なし

【次 第】

- 1, 開 会
- 2, 市長挨拶
- 3, 報告事項
 - (1) 条例の制定について
 - (2) 条例の推進に向けた取り組みについて
- 4, 閉 会

【1, 開会】

(事務局:青木課長)

定刻となりましたので、これより令和6年度第4回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。

本日の出席状況を報告いたします。委員16名中、13名の出席です。

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本委員会が成立していますことを報告いたします。

なお、松倉アドバイザーは大学の業務のため本日は欠席となっております。

次に、会議に先立ちまして、加藤市長よりご挨拶を申し上げます。
それでは市長、お願いいたします。

【2, 市長挨拶】

(加藤市長)

皆さん、お疲れ様です。石狩市長の加藤です。

例年のこの時期なら、雪山がたくさんあって、路面が出ているようなことはあり得ないのですが、今年は大変雪が少なく、例年なら500cm程度ある積雪が、現在は200cmちょっとという状況です。このまま雪が降らなければいいなという思いもある一方で、農作業への影響が懸念されたり、排雪事業者の収入が減るなど、なかなか自然というのは難しいと思う次第でもあります。

さて、昨年12月の議会で「石狩市こどもの権利条例」が議員の皆さん全会一致で可決され、この4月から施行されることになりました。

条例が無事に成立しましたのは、これまで2年間の条例検討委員会における皆さま方の熱心な議論の結果であり、何より皆さまのご尽力の賜物と考えております。どうもありがとうございます。

さて、石狩市のこどもを取り巻く現状としましては、虐待などの相談件数については令和2年度をピークに年々減少しているものの、いじめの認知件数や不登校は過去最高が続いております。

本市のこども・子育て施策は、こどもの最善の利益の保障を目指し、子育て・子育てを地域全体で見守り支え合うことのできるまちづくりを理念に進めてまいりました。

これまでの流れを継承し、目指すまちづくりを実現していくためには、保護者・子育て関係者・地域及び子ども市が共通認識に立って、こども・子育て支援に取り組むことが重要であり、この条例がそのための基盤となるものと考えております。

また、この条例と同時期に、条例の推進計画でもある「石狩市こどもビジョン」の第2期計画が、先週土曜日1月25日にパブリックコメントを終えました。

この計画には基本目標の1番目として「こどもまんなかまちづくりの推進」を新たに掲げて、こどもの権利の普及啓発やこどもが意見を表明しやすい環境の整備に努めるなど、関連施策を盛り込んでおりまして、パブコメと同時に実施したこども向けアンケートには40件を超えるお子さまからの意見が寄せられております。

ビジョンの策定については、石狩市子ども・子育て会議に審議をお願いしておりますが、何名かの委員さんは、この条例検討委員会と掛け持ちで担っていただいております。こどもの「ウェルビーイング」、いわゆる身体的・精神的・社会的に満ち足りた状態ですね。この向上を図るための一貫した施策の展開に向け寄与していただき、重ねて感謝を申し上げます。

法律・条例というものは、制定したからいいというものではなくて、どういうふうに運用していくかが非常に重要なことであります。

ですから、この条例ができて、それを基盤として皆さまと一緒に、お子さまたちのためによりよい社会を作ること、我々も努力をしますけれども、どうか皆さま方にもさまざまな観点から背中を押していただければと思います。

世の中にはさまざまな報道がなされています。こどもの虐待とか、私自身目を覆いたくなるような悲惨な事件が毎年あちらこちらで報道されています。

決してあってはならないことが、この令和の時代にも未だ無くならず起こっているということは、やはり社会全体がいけないことを助長するような風潮なのか、それとも我々大人の問題なのか、教育の問題なのか、よくわかりません。しかしながら、決してあのような不幸な、あってはいけないことを、我々は起こさないように、皆さまと一緒に努力をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

今後におきましても、学校や認定こども園、児童館、人権擁護委員、民生児童委員、そして、一般公募の皆さま、それぞれの立場で、引き続きこの条例をよりよい形で運用していけるよう、ご協力をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日にいろいろとありがとうございました。

(事務局:青木課長)

加藤市長については次の公務があるため退席させていただきます。

次に、本日の資料を確認いたします。

- ① 会議次第／委員名簿
- ② 資料1:石狩市こどもの権利条例
- ③ 資料2:パンフレット(一般用・やさしい版)
- ④ 資料3:イベントチラシ

資料はお揃いでしょうか？ 不足がありましたら、事務局までお申し付けください。

【3,報告事項(1)条例の制定について】

(事務局:青木課長)

それでは、このあとの進行を小山委員長をお願いいたします。

小山委員長よろしくお願いします。

(小山委員長)

皆さん、こんにちは。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

これまで、皆さんに大変熱心にご議論いただいた条例案につきましては、昨年の12月議会で、無事可決されたということで、私たち検討委員会に課せられた使命は一応終了ということになろうかと思っております。改めまして、皆さんのご協力に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

そのようなわけで、本日の会議では皆さんにご議論いただく議題はありませんが、事務局より、前回の検討委員会以降、条例制定までの経過や今後の周知啓発などについて、ご報告いただき、全体で共有する場にしたいと思います。

それでは議事に入ります。はじめに、条例制定までの経過について報告を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

(事務局:中川主査)

条例の制定について、ご報告します。

こどもの権利条例の条例案については、前回の会議での皆さまからのご意見やパブリックコメントの結果を踏まえ、文言修正などの最終調整、市の法制審査を経て、最終案を小山委員長にご確認いただき、令和6年11月29日開会の第4回市議会定例会に上程したところです。

その条例案については、12月9日付けで委員のみなさまにメールをさせていただきましたとおり、12月11日の厚生常任委員会の付託案件として議論された後、12月18日の市議会最終日に全会一致で可決されたところです。

前回からの条例案の修正点としては、この条例の名称について「関する」をとり、「石狩市こどもの権利条例」としました。

また、「こどもと一緒に考える」という表現が、前文だけでなく条文にもあったらよいというご意見がありましたので、第8条保護者の役割、そして第9条こどもに関係する施設の役割で「こどものために最も良いことを“一番に”考え」となっていたのを「こどものために最も良いことを“こどもと一緒に”考え」と修正しております。

また、前回の案では第22条第2項に「推進計画は、市のこども施策に関する基本計画の中に位置付けます。」という文言があったのですが、法制審査の中で、この「市のこども施策に関する基本計画」は、現在策定中のこどもビジョンのことであり、この計画の中に推進計画を位置づけることで変わりはないのですが、条文にあえて記載していなくても足りる、という指摘があり、この第2項は削除しました。

その他、文言修正はありますが、内容が大きく変わるような修正はしておりません。

なお、12月11日の厚生常任委員会の中では、条例の内容についての議論はありませんでしたが、1,881件の回答があったこども向けアンケートについて、最後の自由筆記の意見については1件ずつすべてに回答しているが、まとめて回答した設問もあり、気持ちがこもっていない、本来は全件に回答すべきだったのではないかと、出された意見には丁寧な回答を、といった意見がありました。

なお、推進計画については、子ども・子育て会議において審議されておりまして、3月に決定される予定です。説明は以上です。

(小山委員長)

ありがとうございました。

前回の検討委員会以降、条例制定までの経過についてご報告いただきました。

この間、議会上程までの調整に際しましては、検討委員会での議論の内容を損なわないよう都度、私の方でも内容は確認させていただいておりますことを申し添えます。結構いろいろな部署からの指摘や細かな作業を事務局の方で大変ご苦労されながらやっていただいたと思います。

今日は、内容についての議論はないのですが、せっかくなので、これまで関わってきた委員の皆さんの率直な感想などを一言ずつ聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

条例は、現段階で完璧なものではなく、これから動いていくことで整っていくのかなと思います。まずはスタートできたことに、充実感というか、ほっとしております。これから自分の立場で、こどもの権利について、いろいろと動いていきたいなと今考えているところです。

(細谷委員)

細谷です。非常に優れたものが出来上がったのではないかと思います。たくさんの方の知恵

が集まってできたもので、これをもとに、やりながら修正していくというのは決して間違っていない方向なんだろうなと思っています。

ただ、パンフレットの最後に「こどもの権利調査相談員」の窓口が書いてあるのですが、これは条例のパンフレットなので仕方ないことも知れませんが、以前、我々に示された救済スキームの中には、具体的な相談機関も記載されていたと思うんです。それが消えてしまって窓口が一個しか書かれていない。これまでの議論の中で、窓口だけが増えるのは嫌だというお話をしてきたと思うんですが、結局これは窓口一個のためのものでしかなくて、そこから広がるべき相談機関というのが、隠れてしまっているのが、我々が思っていたものとは違うものになってしまったのかなという気がします。もうちょっとページを増やしていただくことができるのであれば、その他の相談機関という形も付けていただけると、より選択肢が増えていくのかなという気がします。ちょっとそこが気になります。

（星野委員）

おとなは、こどもたちのためにという表現がたくさんあるんですが、これまで「おとなという大きな力が小さなこどもに」というところを感じていたので、この条例によって、こどもひとりひとりが発言ができるよ。ひとりひとりが大切な人間なんだよ。というところが大きく謳われてそれが浸透していくことを願っています。条例の検討に携われて感謝しております。ありがとうございました。

（坪田委員）

できるだけ、こどもたちに身近なものになって、この条例自体が育っていったらと思います。ありがとうございました。

（時任委員）

なかなか発言できなくて、皆さんのお話を聞くばかりで、勉強になる時間でした。私にできることは何だろうということを考えて、今後、悩んでいる親子、こどもだけじゃなくて保護者の方にも寄り添えるという部分では、私にできることも少しはあるんじゃないかと思いながら、勉強させていただきながら参加させていただきました。ありがとうございました。

（穴田委員）

なかなか全部の会議に参加できずに申し訳なかったと思います。こどもの権利条例については、かなり前から活動してきて、要望も出して頑張ってきた仲間もいて、この時を迎えられて、すごくうれしいと思うのと、今まで活動してくれた方々に感謝したいと思います。

子育て中なので、こどもたちに条例ができたことで石狩に住んでいて良かったとか、石狩で子育てできてよかったと思っているので、石狩市がこれからもこどもまんなかで、いい市であってくれたらと思います。

そして、できたことだけで安心しないで、これを広めていくために何かお手伝いできたらと思います。ありがとうございました。

（大森委員）

一口に、権利、こどもの権利だけでなく自分たちの権利を伝えるのは難しいなと思いながらの一年でした。ただ、これは当たり前のことなんですよ。当たり前のこととして伝えていけたら、意識しながら生活できたらいいかなと思っています。本当に一年間ありがとうございました。

(今西委員)

私は、石狩市手をつなぐ育成会の推薦でここに来ているのですが、日々、障がいのある子どもたちのために何ができるかな。彼らが地域で安心して普通に暮らせるようになるにはどうしたらいいかなというふうに考えながら活動しているんですが、この検討委員会に参加してみても、より広い視野で、このまちに住む子どもたちみんなのために何ができるのかなというふう考えられるように、改めて視野を広げることができたような気がしています。

条例ができたからと言って、これで終わりではなく、子どもたちと一緒に考えながら、より良いものに修正していけたらいいのかなと改めて思いました。たくさん勉強させていただきありがとうございました。

(朝倉委員)

私は、この条例検討委員会で勉強させていただきながら関わらせていただきつつ、会社の仕事もしながら、教育学の研究もやっています。そういう立場でもこの場に携わらせていただいて非常に勉強になったので大変感謝しています。

あと、パンフレットにある「権利？わがまま？」ってとても良いと思います。

子どもたちは、単純に権利って言われちゃうと、何でも言っているんだというふうに思っちゃうところもありますよね。権利って、みんなの意見がぶつかり合う、だからちゃんと話をしなきゃね。というところがすごく重要だと思うので、こういうものを取り上げていただいてとてもありがたいなと思いました。

これからがスタートなので、私もこれを広めるためにいろいろ動いていきたいなと思います。ありがとうございました。

(新田委員)

私も、この条例検討委員会で関わらせていただいて大変勉強になりました。ありがとうございました。

不登校ひきこもりの相談窓口をさせていただきながら、さまざまな活動をしておりますが、今回、子どもの権利を守る大きな後ろ盾ができたということですので嬉しく思っております。

これからがスタートということで、条例の最後に5年を目途に見直しと書いてあるんですが、今の時代、5年もしたらずいぶん変わってしまいますので、5年と言わず、いろいろと進む中で必要なことを話し合えるようなそんな条例であつたら良いなと思いました。

あと、さきほど細谷委員からも話がありましたが、さまざまな相談窓口をパンフレットに載せるのが難しいということであれば、それぞれの窓口で用意しているリーフレットを、まとめて置いて情報発信できるような場所があれば、みんな喜ぶと思いますので、ぜひ、そういった柔軟な対応もお願いできればと思います。

(長谷川委員)

主任児童委員として、ほぼ30年間携わってきて、子どもの虐待とかそういった場面にもたくさん関わってきました。今回、この条例ができたことで、子どもの権利が浸透することを期待していますが、まだまだ、私の身近なところでは、子どもたちもお母さんたちも、権利のことを知らない人が多いです。本当に困っている人に伝えていくのは難しいものだと思いますが、今回のイベントや授業などを通じて、石狩市にこういう条例ができたということ、皆さんを守ってくれるということを周知していけたらと思います。

ありがとうございました。

(細田委員)

浜益中学校校長の細田と申します。こどもの権利条例制定ということで関わらせていただきまして、ありがとうございました。学校現場からはやはりこどもたちにしっかりとこれができることについての周知と、それから合わせて家庭に周知していく、そして地域にも浸透させていくということが、学校現場からも協力が必要だというふうには感じております。そして、こどもたちが一人一人大切にされて、未来の自分の生き方について考えて、そして、幸せになってもらうことを願いながら、教育活動を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

(小山委員長)

ありがとうございました。皆さんの率直なご感想、提案も含めてお話しいただきました。細かな制約がある中で非常に詳細に、一字一句、検討を重ねられて、条例が成立しました。ひとえに皆さま方のご意見・ご協力の賜物であると感じます。あらためて感謝申し上げます。次の議事に移りたいと思います。

【3,報告事項(2)条例の推進に向けた取り組みについて】

(小山委員長)

次に、今後の条例の推進に向けた取り組みについて、報告を受けたいと思います。
事務局、よろしくお願いします。

(事務局:中川主査)

条例の推進に向けた取り組みについて説明します。
なお、新年度予算については2月上旬に確定予定のため、要求段階の内容ということでお話しさせていただきます。
まず、こどもの権利の普及啓発の取組として、こどもの権利に関するリーフレット・パンフレットなどを活用した周知啓発を行います。また、条例に定めたとおり、毎年11月は権利啓発月間となりますので、こどもの権利について理解や関心を深めるために、集中した取り組みを行います。また、こどもの権利について学ぶ機会の確保として、市内教育・保育施設の年長児及び保護者、職員向けのこどもの権利啓発プログラム事業(CAPプログラム、いのちのはなし)を継続して実施していくほか、学校の道德の時間などにパンフレットを使って、先生からこどもたちにこどもの権利について周知していただいたり、教職員の研修も教育委員会の協力を得て実施していきたいと考えております。
参考資料としてパンフレット2種類を配布しております。市民のみなさまにまず条例のこと、こどもの権利のことを知ってもらう取組として、一般向け分については広報4月号への折り込みにより全戸配布を予定しており、やさしい版については、新年度に入ってから学校を通じて児童生徒の皆さまに配布したいと考えております。

次に、こどもの意見を聴く取組、こども参加の取組についてですが、こどもの意見を聴く、傾聴スキルを習得するためのファシリテーター研修や、市の施策策定の際のこども向けアンケートの実施、子ども参加プロジェクトの継続実施を考えています。

また、こどもに関わることは、こどもの意見を聴いて、市政に反映していくことを目的に、あらかじめこどもにモニター登録してもらい、対面やアンケートなどで意見を聴取することもモニター制度を新たに実施したいと考えています。

次に、こどもの権利の侵害に関する相談と救済の取組について
救済委員と調査相談員をおくこととしておりますが、救済委員については、まず小山委員長に就任いただくことで内諾をいただいております。残り2名についても、打診しているところです。

また、調査相談員については、保育士・幼稚園教諭などの有資格者で実務経験1年以上、または、児童福祉事業の実務経験が3年以上の方として、先日募集を行い、数名の方にご応募いただいております。今後面接をして決定します。

最後に、みなさまにお配りしている1枚物のチラシをご覧ください。こどもの権利条例制定記念事業として2/2(日)13:30から総合保健福祉センターりんくるにおいて「こどもうきうきジャンボリー」を開催致します。小山先生の基調講演のほか、児童館などの活動報告、こどもたちのお楽しみコーナーもありますのでぜひご参加ください。

説明は以上です。

(小山委員長)

ありがとうございました。

これまで検討委員会の議論で、多くの時間を割いてご議論いただいた救済委員については、事務局より打診がございまして、今回お引き受けすることとなりました。躊躇したところもありますが、成立の過程を知る立場と、その責任として今回お引き受けしたほうがいいのではないかとということで、引き受けさせていただきました。今後も皆さま方にはお世話になろうかと存じますがどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま報告のありました、今後の取り組みについて、委員の皆さんからご質問やご要望等ございましたらお願いします。

いかがでしょうか。

(細谷委員)

今、説明をいただいた中に、こどもモニター制度というのが出てきたのですが、モニター登録をするということでしたが、その選定の仕方というか、それは何か具体的な方策があるのでしょうか？

(青木課長)

こどもモニター制度についてですが、対象としましては、石狩市に住んでいる、または石狩市に通勤通学通所している方で、小学1年生から上は30歳くらいまでをイメージしております。

募集の具体的なイメージにつきましては、インターネット等を通じて募集するような形、もしくはこれまでさまざまな条例検討の中で関わっていただいたこどもたちも含めて、広くお声掛けするような形で考えているところです。

(小山委員長)

ありがとうございました。

そのほか、ございませんでしょうか？

(大森委員)

今回この検討委員会に参加しましたが、それと同時に、こどものワークショップの方にもちょっと参加させていただきました。そちらはこどもも一緒にということで、こどもたちが自分たちの声を出すということが今まであまり公の場ではなかったということで、すごく新鮮に感じ

ているのと、この声がどのように生かされるのだろうかということが、たびたび、会議の中でも出てきたんですね。本当にこどもに対して真摯に向き合うというところでは、こまめにワークショップのようなことをできたらいいのではないかと考えています。やはり、知らなかったことを知ることによって、自分の権利だけでなく他者の権利も学んでいたのかなと思いますので、ぜひ条例ができた後も、ワークショップのようなことをこどもたち向けにやっていただきたいと思います。

(小山委員長)

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか？

(朝倉委員)

意見というか、これから少しそういうことも考えていかなければいけないなと思ったので皆さんと共有したいのですが、このパンフレットの最後のページに石狩市のみんなの居場所とか、こども食堂はこちらとなっているんですが、これ、浜益が1つもないんですよ。厚田も一つもないんですよ。これ浜益の方とか、厚田の方が見ると、ちょっと自分ごとに思えなくなっちゃうんじゃないかなという心配をしたので、今すぐこの問題を解決するっていうのは難しいのかもしれないんですけど、やっぱりこのところが厚田にも浜益にもこどもたちはいるので、そのこどもたちの居場所も、ここに載せられるように、石狩市として考えていただけたらなと思って共有しました。以上です。ありがとうございます。

(伊藤委員)

石狩市には広報誌があって、私の身近な方たちも広報でご覧になってイベントなどの情報を知ったという方が多いんですけど、この広報にこどもの権利に関するコーナーを作って話題を提供するようなことができれば、定期的に見られることで、おとなもこどもも、自分から知識を得るということもできるんじゃないかと思うんです。

札幌では子どもの権利ニュースなども出しているようなんですが、そこまではしなくても広報をうまく使って、こどもも読めるコーナーを作ってはどうかかなと個人的には思っております。

(小山委員長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう？

ないようですので、議題についてはこの辺で終了したいと思います。

いろいろとご意見をいただきありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえまして、今後、条例の適切な施行、こどもの権利の周知啓発等にご尽力いただきたいと思います。

最後に、事務局から何かありましたらお願いします。

(田村部長)

これまで2年間、この検討委員会でご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

加藤からも申し上げましたとおり、昨年12月18日に全会一致で条例が可決しまして、こ

れから周知啓発というところに力を入れていく期間になっております。

条例の制定に当たりましては小山委員長はじめ委員の皆さまには本当に多くのお力をいただいて大変感謝申し上げます。

私たちもこの大きな条例に関わることができて大変勉強もさせてもらいましたし、こんなに権利について考えた期間はなかったなと思っています。周知啓発に関しては、市役所だけではどうにもこうにも動いていけないところがありますので、ぜひ、今後とも皆さまのお力添えをいただきたいなと思っています。市役所全体でももちろん取り組んでまいりますけれども、子育て推進部は、このこどもの権利条例のど真ん中にある部ですので、私達が率先してこどもの意見をしっかり聞いていく、こどもの権利をしっかり守っていくという取組を進める中で、市役所全体を動かしていきたいと考えています。

今回パンフレットに関しても色々ご意見をいただきました。修正できるところはもちろん修正しますし、やさしい版は小中学生にはお配りするのですが、なるべく優しい言葉を使って作っておりますので、障がいをお持ちの方にもご覧いただけるのかなと思います。ご入用の際は、お声かけ頂ければ、お渡ししたいと思いますのでご検討ください。今後こどもの意見を聞いていくということが本当に重要になると思います。それをどう生かしていくかということとともに、生かせない場合もしっかり説明をする責任もあると思いますので、今後しっかり取り組んでまいります。

こどもが真ん中となるまちづくりに私たちも力をつくしていきます。それぞれの立場で今後もお世話になろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。また、市内小中学校には、本当にこの間いろいろご協力をいただきました。条例のパブコメの段階でもお世話になりましたし、今後の周知し啓発に関してもご協力いただけるということで大変心強く思っています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。皆さん2年間、本当にありがとうございました。

(小山委員長)

事務局の皆さま、そして2年間、率直な議論に参加していただきました委員の皆さま、本当にありがとうございました。

以上をもちまして令和6年度第4回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を閉会します。皆さん、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

令和 7 年 2 月 18 日 議事録確定

委員長 小山 和 利